

# 消費者庁専門家派遣事業 無料法律相談

悩んでいること、心配事があればどなたでもお気軽にご相談下さい。

日時	時間	開催場所
2月 <b>10日</b>	11:00	<b>女川町役場仮設庁舎</b> <b>1階 町民の部屋</b>
2月 <b>17日</b>	〃	
2月 <b>24日</b>	15:00	

- 例えば…
- ★屋根瓦が飛んで隣の家を壊してしまったのですが、賠償しなければならないでしょうか…。
  - ★震災を理由に解雇されてしまいました、どうしたらよいでしょうか…。
  - ★明日からの生活資金も無いのですが、どうしたらよいでしょうか…。
  - ★家や家財が流されたのですが、何か受け取れる給付金はあるのでしょうか…など

悩んでいること、心配事があればどなたでもお気軽にご相談下さい。

事前受付：女川町商工観光課

TEL:0225-54-3131